3　優先的更生債権の権利の変更及び弁済方法

⑴　公租公課

延滞金等免除後の債権額の全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括納付する。

⑵　労働債権

更生手続開始決定日以降の利息・損害金は全額について更生計画認可決定時に免除を受け、債権額全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括して弁済する。

本計画案提出後、更生計画認可決定以前に退職した労働者が有する労働債権については、損害金免除後の債権額全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

4　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

⑴　更生手続開始決定日以降の利息・損害金

更生手続開始決定日以降の利息・損害金は全額について更生計画認可決定時に免除を受ける。

⑵　元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金

①　前記⑴による免除後の確定更生債権のうち、100万円以下の部分は全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に更生会社が一括弁済する。

②　前記⑴による免除後の確定更生債権のうち、100万円を超える部分は、更生計画認可決定時にその79.5%について免除を受ける。なお、同免除率は、更生計画案提出時点における見込みに基づいて定めた値であり、更生計画案提出後に、第７章第３節に定める前田工繊の出資日時点において更生会社及び日本ＢＢＳが有する手元現預金から分割新会社が負担する共益債権等の弁済見込額を控除した余剰分の金額、並びにワシ興産の更生計画に基づく更生会社への現金による弁済金額、分割新会社の資産の換価回収及び共益債権の弁済結果によって調整を行うものとする。

③　前記①②による免除後の確定更生債権（100万円を超える20.5%（見込率）部分）のうち、

ア　15.0%（見込率）部分を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に、更生会社が金銭で一括弁済する。

イ　5.5%（見込率）部分については、分割新会社が会社分割により免責的に承継をした上で、本件効力発生日（第７章第１節２において定義される。）から２ヶ月以内に、当該確定更生債権を出資の目的として、当該確定更生債権を有する者を割当先として、分割新会社が無議決権優先株式を発行する。

第３節　株主の権利等の変更

更生会社が発行済株式の全部を無償で取得した後に、取得した全株式を消却する。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

1　確定更生担保権

件数	金　額	別　表
10件	877,289,445円	3

2　権利の変更及び弁済方法

別表３「更生担保権弁済計画表」記載の確定更生担保権については、同表「弁済額」欄記載の金額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

1　公租公課

⑴　届出債権

件数	金　額	別　表
５件	29,474,621円及び額未定	４－１

（内訳）

ア　本税等　29,444,821円

イ　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　29,800円

ウ　更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等　額未定

エ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　額未定

オ　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定

⑵　権利の変更及び納付方法

①　別表４－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等（前記⑴イの債権）及び更生手続開始決定日から１年を経過して更生計画の認可決定があった場合は、当該経過日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（前記⑴エの債権）については徴収の権限を有する者の同意を得られた場合、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

②　別表４－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等（前記⑴ウの債権。ただし、その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日までの延滞金等とする。）及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等（前記⑴オの債権）については徴収の権限を有する者の意見を聴いた上で、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

③　別表４－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、上記①及び②による免除後の債権の全額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に、一括して納付する。

2　労働債権

⑴　届出債権

件数	金　額	別　表
１件	7,305,288円	４－２

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表４－２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載の債権は、同表の「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

本計画案提出後、更生計画認可決定以前に退職した労働者が有する労働債権については、損害金につき、更生計画認可決定時にその全部の免除を受ける。免除後の確定更生債権については、その全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

1　確定更生債権

⑴　一般更生債権（下記⑵を除く）

件数	金　額	別　表
28件	19,560,058,824円及び額未定	５－１

⑵　一般更生債権（外国通貨建て債権）

件数	金　額	別　表
２件	158,851ユーロ45セント	５－２

2　権利の変更及び弁済方法

⑴　一般更生債権（下記⑵を除く）

①　別表５－１「一般更生債権弁済計画表」記載の確定更生債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

前記免除後の確定更生債権については、更生計画認可決定時にその100万円超の部分（以下「対象債権額」という。）の79.5%の免除（１円未満は切り捨て）の免除を受ける。